制定日 2020年4月1日 最終改定日 2023年4月1日

(対象)

第1条 航空運送事業者は、やむを得ない事由による 22 時以降翌朝 7 時前までの離陸及び着陸については、離陸の場合は直前の福岡空港への着陸に関する着陸料について、着陸の場合は当該着陸に関する着陸料について、それぞれ福岡空港供用規程(以下、「規程」という。)第15条第2項 I の規定により算出される額の3倍の額(具体的には、国内航空に従事するジェット機の場合は下記①及び②の通り、国際航空に従事するジェット機の場合は下記①の通り、ジェット機以外の場合は下記③の通り。また、国内航空に従事する航空機については、消費税及び地方消費税を別途加算する。)の着陸料を空港会社に支払わなければならない。但し、空港会社が特別に認めた場合はこの限りではない。なお、本条の規定により算出される着陸料を支払う場合は、規程第15条第2項 I 及び第16条第2項又は第3項の規定により算出される着陸料の支払いは要しないものとし、且つ当該便については、使用料金算定に関する特例に規定する割引を適用しない。

記

- ① 「a) 重量比例部分」及び「b) 騒音比例部分」 規程第15条第2項 I.1)a) 及び b) の規定により算出される額の 3 倍の金額
- ②「c)旅客比例部分」

当該便において有償で運送した到着旅客数(着陸料が免除された分の旅客数を除 く。)につき、1 人当たり360 円

当該旅客数が、当該便における提供座席数(提供された座席数の合計から無償で運送された旅客数の合計を減じた数とする。以下同じ。)の10分の7を乗じた座席数(1席未満は0席として計算する。以下同じ。)を超える場合には、その超える旅客数を減じた旅客数とし、それに相当する金額とする。また当該旅客数が、当該便における提供座席数に10分の3を乗じた座席数を下回る場合には、当該便における提供座席数に10分の3を乗じた座席数を旅客数とし、それに相当する金額とする。

なお、本特例の対象にならない便の着陸料に関する「c)旅客比例部分」の算定においては、路線ごとの1箇月分の「提供座席数」及び「旅客数」から本特例の対象となる便の「提供座席数」及び「旅客数」を除外するものとする。

③ 規程第15条第2項 I.2)a)及びb)の規定により算出される額の3倍の金額

(準用)

第2条 本特例については、規程第15条第6項、第16条第1項、第17条、第18条及び使用料 金の支払期限に関する規程の規定を準用する。

附則

- この特例は、2020年 4月 1日から施行する。
- この特例は、2022年 4月 1日から施行する。
- この特例は、2023年 4月 1日から施行する。